

日銀業第215号
平成29年3月8日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正等に関する件

日本銀行金融ネットワークシステムの出力帳票において、国債振替決済制度の口座区分のうち預り口の表示方法を「預り口Ⅰ」から「預り口」に変更することとしたことに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）の一部を別紙1のとおり改正し、平成29年3月21日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので、通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 別表の一（注）を横線のとおり改める。

（注） 1. 略（不変）

2. 略（不変）

~~3. 預り口については、当分の間、日本銀行が交付する書類においては「預り口 I」と記載する。~~

- 附則別表の一（注）を横線のとおり改める。

（注） ~~1. 略（不変）~~

~~2. 預り口については、当分の間、日本銀行が交付する書類においては「預り口 I」と記載する。~~

経過措置

- 平成29年3月21日以後も、日本銀行から参加者に交付する書類のうち次に掲げるものにおいては、預り口については、「預り口Ⅰ」と記載する。
 - (1) 証明対象日を平成29年3月20日以前の日とする「振込国債残高証明書」（「国債振替決済制度に関する規則」第十五号の四書式）
 - (2) 償還期日を平成29年3月20日または同年3月21日とする「国債振替決済元金配分済通知」
 - (3) 利子支払期日を平成29年3月20日とする「国債振替決済利子配分済通知」